平成30年度答申第83号平成31年3月25日

諮問番号 平成30年度諮問第85号(平成31年2月20日諮問)

審 杳 庁 厚生労働大臣

事 件 名 改定確定保険料決定に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

# 結論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

# 理由

## 第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。)20条1項の適用を受ける事業の事業主である審査請求人X(以下「審査請求人」という。)による当該事業の確定保険料の申告に対し、A労働局労働保険特別会計歳入徴収官(以下「処分庁」という。)が同条に基づく改定確定保険料の決定(以下「本件処分」という。)を行ったところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

- 2 関係する法令の定め
- (1) 徴収法10条は、政府は、労働保険の事業に要する費用に充てるため、 一般保険料を含む保険料を徴収する旨規定しており、徴収法11条1項 は、一般保険料の額は、「賃金総額」に「一般保険料に係る保険料率」を 乗じて得た額となる旨規定しているが、同条3項及び労働保険の保険料の 徴収等に関する法律施行規則(昭和47年労働省令第8号。以下「規則」

という。) 13条は、請負による建設の事業については、請負金額に労務 費率を乗じた金額を「賃金総額」として計算するものとしている。

また、徴収法12条1項1号及び2号は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)による労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)に係る保険関係が成立している事業については、「一般保険料に係る保険料率」は、労災保険率となるか、又はこれに雇用保険率を加えた率となる旨規定している。

(2) 一方、労災保険に係る保険関係が成立している有期の建設の事業であって、確定保険料の額が40万円以上又は請負金額が1億1000万円以上の要件に該当するもの(以下「適用対象事業」という。)については、当該適用対象事業の業務災害の多寡に応じて一般保険料に係る確定保険料の額を引き上げ、又は引き下げることとしている。

すなわち、適用対象事業にあっては、労災保険法の規定による保険給付の額と労働者災害補償保険特別支給金支給規則(昭和49年労働省令第30号)の規定による特別支給金の額とを加えた金額(いずれも業務災害に係る額のみ)を一般保険料に係る確定保険料の額(労災保険率に応ずる部分の額)に調整率を乗じた金額で除したものを収支率とした上で、当該事業が終了した日から3か月又は9か月を経過した日前における収支率が100分の85を超え、又は100分の75以下である場合には、その事業に係る一般保険料に係る確定保険料の額から非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額に、100分の40の範囲において定める率(以下「メリット増減率」という。)を乗じて得た額(以下「改定確定保険料」という。)だけ引き上げ、又は引き下げた額として、改定することとしている(徴収法20条、規則35条1項及び2項、規則35条の2、規則別表6。以下、これらの仕組みを「メリット制」という。)

- (3) 有期事業については、その事業主は、確定保険料に係る申告書を、保険 関係が消滅した日から50日以内に提出しなければならない(徴収法19 条2項)が、メリット制が適用されて確定保険料の額が引き上げられる場 合には、政府は、改定確定保険料を決定し、事業主に通知するとともに、 改定確定保険料と確定保険料の差額を徴収する(徴収法20条3項)。
- 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

(1) 審査請求人が請負事業として施工するBトンネル建設工事につき、平成

27年10月15日に事業を開始したことにより、単独の有期事業として 保険関係が成立した(以下、当該事業を「本件適用対象事業」という。)。 (確定保険料申告書)

(2) C労働基準監督署長(以下「本件監督署長」という。)は、本件適用対象事業の労働者であるPの受傷につき、業務上災害として労災保険給付の支給決定を行った。なお、同人への給付額は3万5386円である。

(弁明書、同書面別紙の給付内訳)

(3)本件監督署長は、本件適用対象事業の労働者であるQの受傷につき、業務上災害として労災保険給付の支給決定を行った。なお、同人への給付額は、734万5738円である。

審査請求人は、Qの労災保険給付の請求に当たり、事業主証明を行わず、 平成28年9月12日付けで、本件監督署長に対し、事業主証明拒否理由 書を提出した。

(弁明書、同書面別紙の給付内訳、事業主証明拒否理由書)

(4)審査請求人は、本件適用対象事業を平成29年4月30日にて終了したことに伴い、同年5月15日、処分庁に対し、労災保険法による保険関係が終了したとして、本件適用対象事業に係る確定保険料の額が949万6985円であるとする確定保険料申告書を提出した。

(確定保険料申告書)

(5) 処分庁は、平成29年12月1日、徴収法20条の規定に基づいて、P及びQの業務災害に関する給付額が738万1124円であることを前提に、メリット増減率をプラス25パーセントと算出して、本件適用対象事業における改定確定保険料(以下「本件改定確定保険料」という。)を1178万1070円に決定する旨の本件処分を行い、かかる処分に関する通知を審査請求人に送付した。

(A労働局決裁文書(有期「メリット」制(計算適用)事業場名簿を 含む。)、改定確定保険料決定通知書)

(6)審査請求人は、平成30年2月15日、本件処分を不服として審査庁に対し、本件審査請求をした。

(審查請求書、反論書)

(7)審査庁は、平成31年2月20日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却 すべきであるとして、諮問した。

(諮問書)

4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張の趣旨は、おおむね以下のとおりである。

(1) 本件改定確定保険料の計算根拠・明細が不明であること

審査請求人は、P及びQが本件監督署長に対し労災に関する補償の給付請求書を提出したことにつき、Pについては事業主証明を行い、Qについては業務上負傷した事実がないとして事業主証明を拒否したが、処分庁の審査請求人に対する改定確定保険料決定通知書記載の本件改定確定保険料は、証明を行った1人の保険給付を行ったことを理由として算出されたものとすると、高額過ぎ、その計算根拠及び明細は不明である。

よって、本件処分を取り消すとの裁決を求める。

(2) 本件改定確定保険料の金額が違法であること

事業主証明をしなかったQについては、負傷したとする当日の作業内容、 雇い主等に4か月も報告等がなかったこと、医師の診断において他覚症状 はなく就業上の措置も不要であるとされたことなどを併せ考えると、業務 上の負傷はしておらず、詐病の可能性が高く、Qに対する保険給付を行っ たことを理由として本件改定確定保険料を算出したのであれば、その金額 は違法である。

よって、本件処分を取り消すとの裁決を求める。

#### 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

1 本件適用対象事業の改定確定保険料率は、徴収法20条1項の規定に基づき、本件適用対象事業に係る労災保険給付等の額を算定の基礎として、適正 に計算されており、誤りは認められない。

したがって、本件改定確定保険料の額は適正であると認められる。

2 審査請求人は、本件適用対象事業における労働者であるP及びQに対する 労災保険給付のうち、Qに対する支給決定(以下「本件支給決定」という。) の妥当性について言及しているが、当該支給決定は業務上の事由による労働 者の負傷等に対して、迅速かつ公正に保護するための保険給付を行うことを 目的とする処分である一方、本件処分は労働保険料を適正に徴収することを 目的とする処分であることから、これらは目的を異にする別個独立した処分 である。

したがって、審査請求人の本件支給決定に関する主張は本件審査請求の理 由とはならない。

## 第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について 本件の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点は うかがわれない。
- 2 本件処分の適法性及び妥当性について

本件処分は、P及びQに対する労災保険の給付額を基にして収支率を125 パーセントと算定した上で、メリット増減率をプラス25パーセントとして計 算して改定確定保険料を決定したものである。

審査請求人の主張の趣旨は、Qは業務上の負傷をしていないから、Qに対する業務災害に係る給付支給決定(以下「業務災害支給決定」という。)があったことを前提とする本件処分は違法であるというものであり、その主張は、本件処分の前提となったQについての業務災害支給決定が違法とするものである。

労働保険料の決定の取消しを求める審査請求において、業務災害支給決定の 違法を主張できるのかについては、これを否定する結論を採ることはやむを 得ないといわざるを得ない。その理由は以下に詳述するとおりである。

(1)本件においては、業務災害支給決定が行われたことを前提として改定確定保険料の決定が行われているが、業務災害支給決定は、業務災害の被災労働者等に対して迅速かつ公正な保護をするため、被災労働者等の請求に基づき、業務災害の保険給付等の金額を確定させ、被災労働者等に対する業務災害の保険給付等を支給するという法的効果を有するものである。これに対し、改定確定保険料の決定は、労働保険料を適正に徴収して労働保険の事業に要する費用に充てるため、事業主に対し、労働保険料の納付義務の金額を確定させ、事業主に対する労働保険料の納付を義務付けるという法的効果を有するものである。以上のことから、両処分は法的効果を異にした別個の処分であるということができる。

こうした仕組みにおいては、業務災害支給決定に違法が存在する場合であっても、これが無効ではなく、かつ、取り消されていない限りにおいて、 当該業務災害支給決定は効力を有することから、当該業務災害支給決定の 存在を前提として改定確定保険料の決定をすることになる。

したがって、業務災害支給決定の違法を行政不服審査法(平成26年法律第68号)上の不服申立て手続で主張するとすれば、当該業務災害支給決定について所定の期間内に審査請求を行い、その手続の中で主張すべき

ものであり、当該業務災害支給決定が無効ではなく、かつ、取り消されていない場合には、当該業務災害支給決定の違法を改定確定保険料の決定に対する審査請求手続において取消事由として主張することはできないことになる。

- (2) もっとも、上記(1)のように結論付けることができる前提としては、 事業主が業務災害支給決定に対する不服申立て資格を有しているのかを検 討し、さらに、事業主が業務災害支給決定に対して適時に審査請求をする ことが可能であり期待できるのか、つまり、そうした手続保障が十全に用 意されているのかについても検討されなければならない。
  - ア 業務災害支給決定に対する事業主の不服申立て資格について

不服申立てをすることができる「処分に不服がある者」とは、当該処分により自己の権利又は法律上保護された利益を侵害され、又は侵害されるおそれのある者をいうと解されるところ、徴収法及びその下位法令は、事業主ごとに業務災害支給決定の額の多寡に応じて増減させるなどの調整を加えた上で、労働保険料を算出するものと定めている。したがって、事業主が、その事業につき業務災害支給決定が行われると、これに応じて労働保険料が増額するおそれが生じることになる。つまり、事業主は、業務災害支給決定の法的効果により労働保険料が増額するという直接具体的な不利益を被るおそれがある。他方で、業務災害支給決定がその違法を理由に取り消されれば、労働保険料の決定は効力を失い、業務災害支給決定の額は、当該事業主の労働保険料の算定の基礎とはならず、これによる労働保険料の増額を免れることになるのである。以上の点からすれば、事業主は、業務災害支給決定により、事業主の権利又は法律上保護された利益が侵害され、又は侵害されるおそれがあり、その取消しによってこれを回復すべき法律上の利益を有する者というべきである。

イ 事業主が業務災害支給決定に対して適時に審査請求するための手続保 障について

しかし、事業主が業務災害に係る保険給付支給決定に対して不服申立て 資格があるとしても、適時に審査請求することが可能であり、期待できる のか、つまり、そのための手続保障が十全に用意されているのかにつき検 討するに、この点に関しては、本件が前提とする法的仕組みは、以下で述 べるような問題を抱えているといわざるを得ない。

事業主は、災害の原因等を証明する義務を負い(労働者災害補償保険法

施行規則(昭和30年労働省令第22号)23条2項)、当該事業主の事業に係る業務災害等の保険給付の請求について所轄労働基準監督署長に書面で意見を申し出ることができる(同規則23条の2第1項)など、業務災害支給決定がなされる事前手続に関与しており、また、通達では、事業主が意見を申し出た場合には、所轄労働基準監督署長は業務災害支給決定について当該事業主から照会があった場合に結果を説明する運用とされている(昭和62年基発第174号)。したがって、事業主は、業務災害支給決定の状況を把握しやすい立場にあるということが認められる。

しかしながら、事業主に対して業務災害支給決定が行われた旨の通知は 法定されておらず、加えて、上記通達による結果の説明は、書面で意見を 申し出た事業主から照会があった場合に限ってされるものであって、事業 主に対する業務災害支給決定の周知は甚だ不十分なものである。

しかも、従前の労働基準行政の実務では、事業主が業務災害支給決定に対する審査請求を行うことができるかについて長らく消極に考えられてきた経緯があることも踏まえると、事業主が業務災害支給決定の違法を争う機会が確保されていたと断言するのは困難である。

ウ こうした手続保障の不備に鑑みると、本件においても、いわゆる違法 性の承継を肯定して、改定確定保険料の決定に対する審査請求手続にお いて、業務災害支給決定の違法を主張することを認めるという解釈を採 ることも考えられるところである。しかしながら、次に述べる2つの理 由から、違法性の承継に関しては、なお慎重に判断せざるを得ない。

現行の不服申立ての仕組みをみると、業務災害支給決定に対する審査請求においては、審査に当たり専門的かつ技術的な知識が必要とされることから、審査請求は労働者災害補償保険審査官に対して行い、再審査請求は労働保険審査会に対して行うものと法律に特則が定められている。他方、労働保険料の決定に対する審査請求については、そのような手当てはなされていない。したがって、仮に労働保険料の決定に対する審査請求手続において、当審査会が業務災害支給決定の適法性審査を行うこととする場合には、立法者が意図した専門的な体制の下での審査を受ける利益を損なうことになりかねない。

また、仮に労働保険料の決定が業務災害支給決定の違法を理由として取り消される場合には、当該労働保険料の決定の取消しに伴い、当該業務災害支給決定により給付を既に受けている被災労働者等の利益を損ない、そ

の地位を著しく不安定なものにすることになる。こうした場合には、授益 的処分の取消制限が妥当するという解釈論を採用することにより、被災労 働者等の不利益を回避すべきであるとも考えられるが、そうした取扱いが いまだ確立しておらず、なされる手続保障が十全でない以上、不服審査の 過程における上記取消しには、なお慎重に解する必要を否定できない。

エ 以上のことから、労働保険料の決定に対する審査請求手続で業務災害 支給決定の違法を主張することはできないとの結論を採ることはやむを 得ないといわざるを得ない。

なお、本件に係る業務災害支給決定を前提とすれば、本件改定確定保険 料の決定の算定に誤りは認められない。

## 3 付言

事業主は、業務災害支給決定に対して審査請求をすることができ、当該業務 災害支給決定の違法の主張はその手続の中ですべきであって、労働保険料の 決定の段階ではかかる主張は認められないとの結論は、業務災害支給決定に ついて事業主に明確な手続保障が認められて初めて十分な妥当性を持つもの である。

現状においては、事業主が採るべき不服申立ての方法について明確にされているとはいい難いのは、前記のとおりである。メリット制を導入して、業務災害支給決定の結果を労働保険料の決定に結合した際に、行政救済のルートに関する十分な検討なり、制度設計なりがなされておらず、そうした問題が本件審査請求の背景になっている点は、所管の行政機関において明確に認識する必要がある。

したがって、本件について、審査庁の判断の結論自体は是認せざるを得ないとはいえ、別個の処分であるからとの形式的な理由で簡単に結論付け、一方で事業主の不服申立てに係る手続保障の制度的不備を放置したまま何らの改善措置も講じないことは、行政機関の態度として妥当とはいえない。

事業主に明確な手続保障が認められないまま放置するのは、審査請求人を含む事業主の利益を損なうものであることから、例えば、業務災害支給決定を行った旨を適用対象事業の事業主に通知する規定を法律に明記するなど、早期の制度的改善が望まれるところである。

#### 4 まとめ

以上によれば、本件処分は違法又は不当であるとはいえず、審査請求は棄 却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。 よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審查会 第2部会

戸 委 員 谷 博 子 員 委 伊 藤 浩 委 員 史 告 尚 交